

■ 定款を変更する手続について

NPO 法人が定款を変更する際には、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません。社員総会の議決は、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数をもってしなければなりません（定款に特別の定めがある場合には、この限りではありません。）

定款変更の手続は、NPO 法人の総会議決後、所轄庁に認証申請書を提出し、認証を受け、変更する**認証事項**に関するものと、総会で議決し、変更後の届け出で足りる**届出事項**に関する手続があります。

◎認証が必要となる事項	◎届出で足りる事項
<p>NPO 法人は、次の①～⑩に掲げる事項に関する定款の変更を行う際には、所轄庁の認証を受ける必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 目的 ② 名称 ③ 特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業に関する事項^(注1) ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限ります。)^(注2) ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項 ⑥ 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く) ⑦ 会議に関する事項 ⑧ その他の事業に関する事項^(注1) ⑨ 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。) ⑩ 定款の変更に関する事項 	<p>以下に掲げる事項のみの変更の際には、総会で議決し、定款を変更後、届け出ることにより足りる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務所の所在地の変更(所轄庁の変更を伴わない場合に限る) (2) 役員の定数の変更 (3) 資産に関する事項の変更 (4) 会計に関する事項の変更 (5) 事業年度の変更 (6) 解散に関する変更(残余財産の処分に関する事項を除く) (7) 公告の方法の変更 (8) 法11条第1項各号にない事項(合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等) <p>など、認証事項以外の事項は届出事項になります。</p>

注1 当該定款の変更が、上記③及び⑧の事項に係る変更を含むものである時には、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付して所轄庁に提出する必要があります。

注2 所轄庁の変更を伴う定款の変更がある場合には、変更前の所轄庁(旧所轄庁)を経由して変更後の所轄庁(新所轄庁)に提出することとなります。詳しくは、静岡市市民自治推進課までお問い合わせください。

◎認証事項の手続	◎届出事項の手続
<p>定款の変更にあたり所轄庁に対して提出された書類の一部は、受理した日から2週間、公衆の縦覧に供することとなります。所轄庁は、申請書の受理後2か月2週間以内に認証又は不認証の決定を行います。</p>	<p>所轄庁変更を伴わない事項の変更の場合には、所轄庁の認証は不要であり、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません。</p>

◎認証事項の提出書類	◎届出事項の提出書類
(1) 定款変更認証申請時の提出書類	届出事項の提出書類
定款変更認証申請書	定款変更届出書
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
変更後の定款	変更後の定款
(2) 上記(1)のほか、行う事業 ^(注3) の変更を伴う定款の変更をする場合の提出書類	
定款の変更の日 ^(注4) の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	
定款の変更の日 ^(注4) の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	

注3 事業とは、特定非営利活動の種類、特定非営利活動の事業の種類、その他事業の種類、その他の事業に関する事項を言います。

注4 「定款の変更の日」とは、定款変更の認証が見込まれる日（申請から2か月2週間程度経過後の日）

※所轄庁変更を伴う定款変更を行う場合には提出する添付書類が異なります。詳しくは、静岡市市民自治推進課までお問い合わせください。

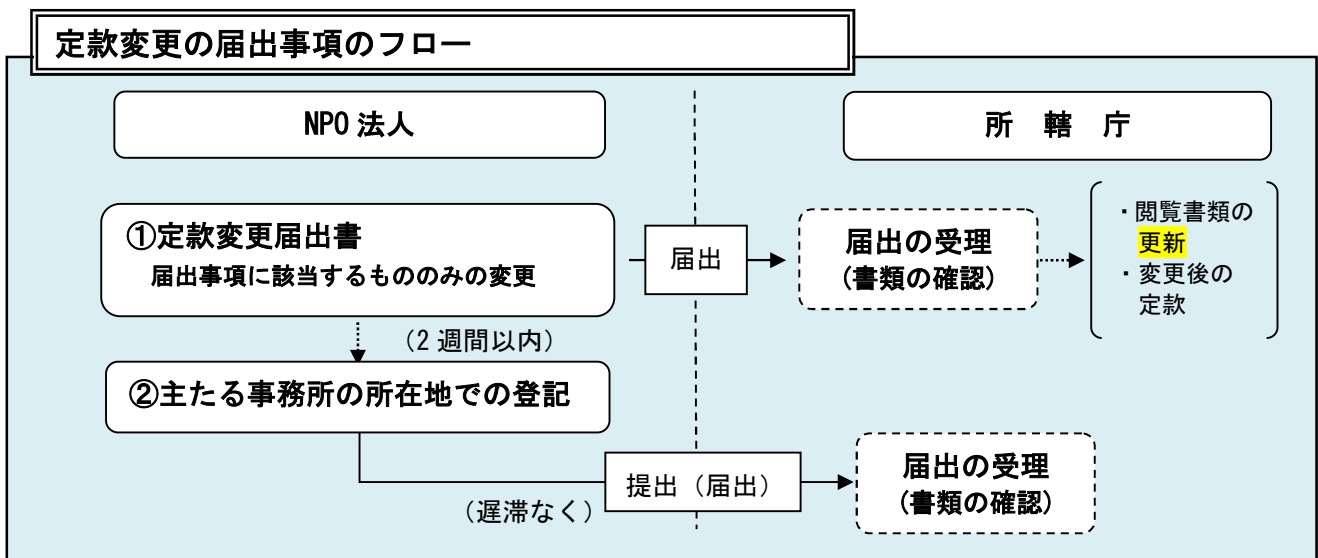
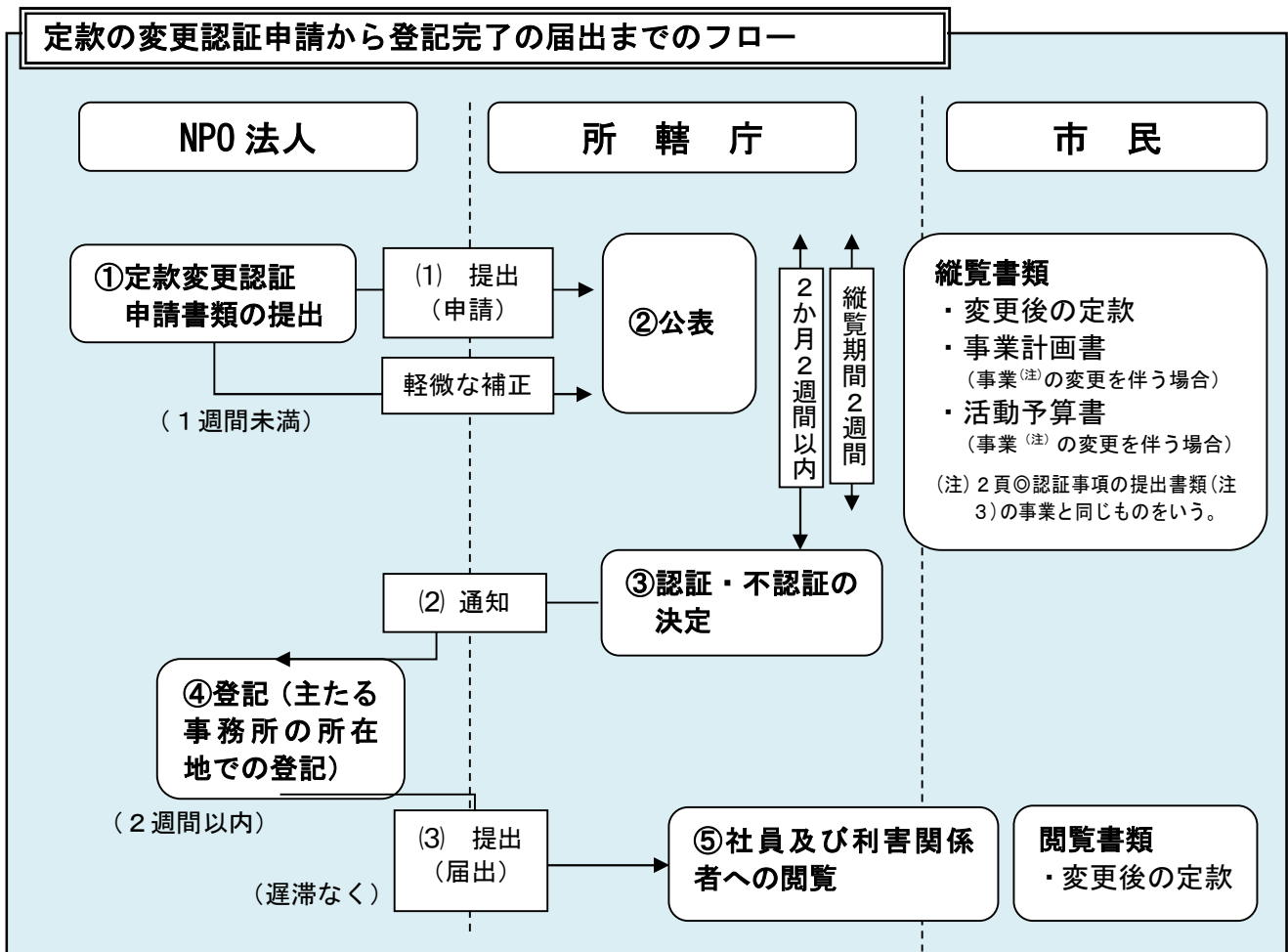
◎定款変更時に、登記事項に変更があった場合の手続

NPO法人の名称や目的などや、事務所の所在地などの定款変更を行った場合には、登記事項に関わるため、認証事項であれば認証後に、届出事項であれば届け出後に、2週間以内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局において、登記する必要があります。また、登記完了後に、定款の変更の登記完了提出書を、所轄庁へ提出する必要があります。

登記事項証明書に記載されている事項

- 定款変更の登記を完了した後に提出する書類

提出書類
定款の変更の登記完了提出書
登記事項証明書



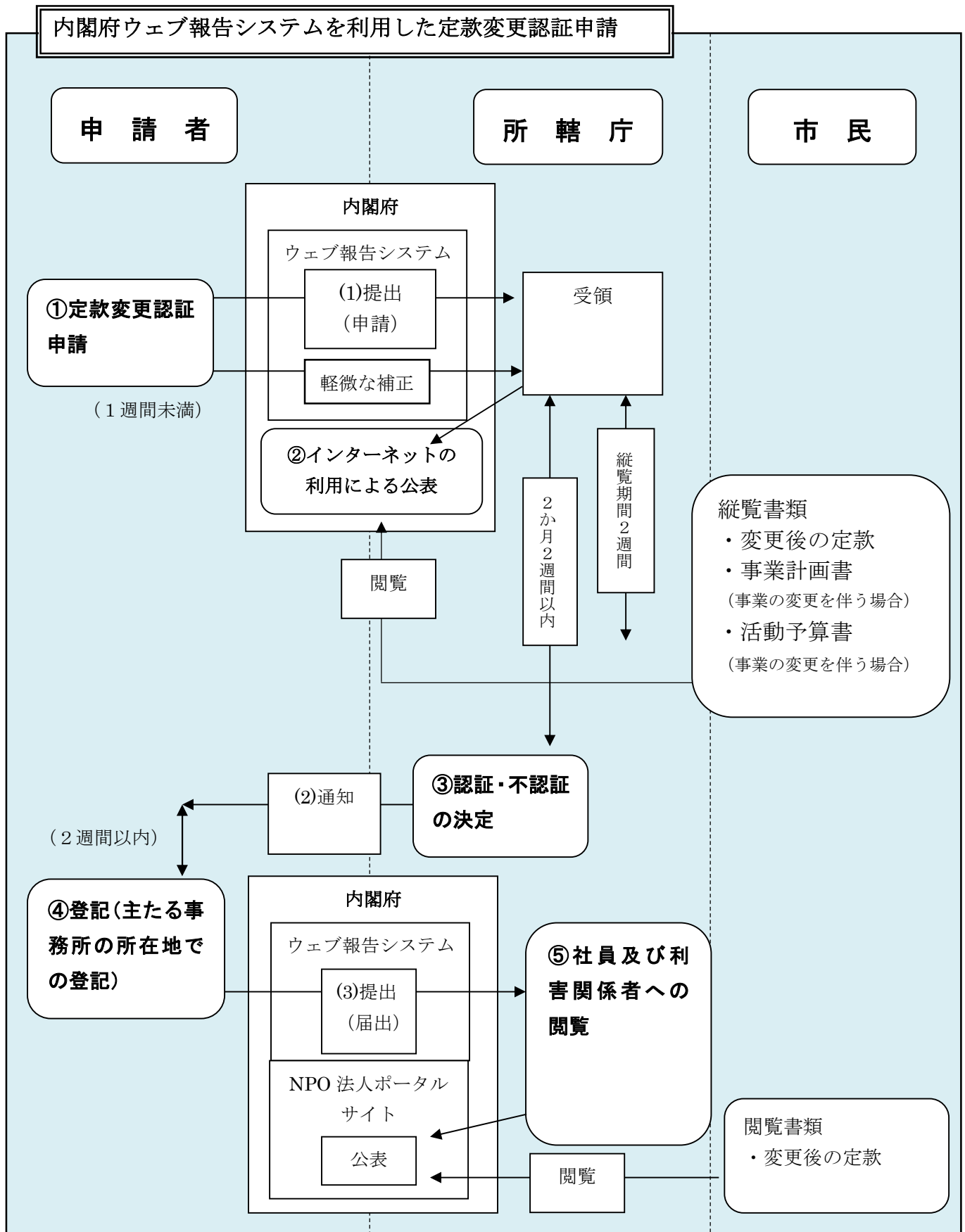
■お願い 定款変更を伴わないNPO法人事務所の所在地変更について

定款変更を伴わないNPO法人事務所の所在地変更や移転した場合、NPO法上、定款変更に関する手続は必要はありません。

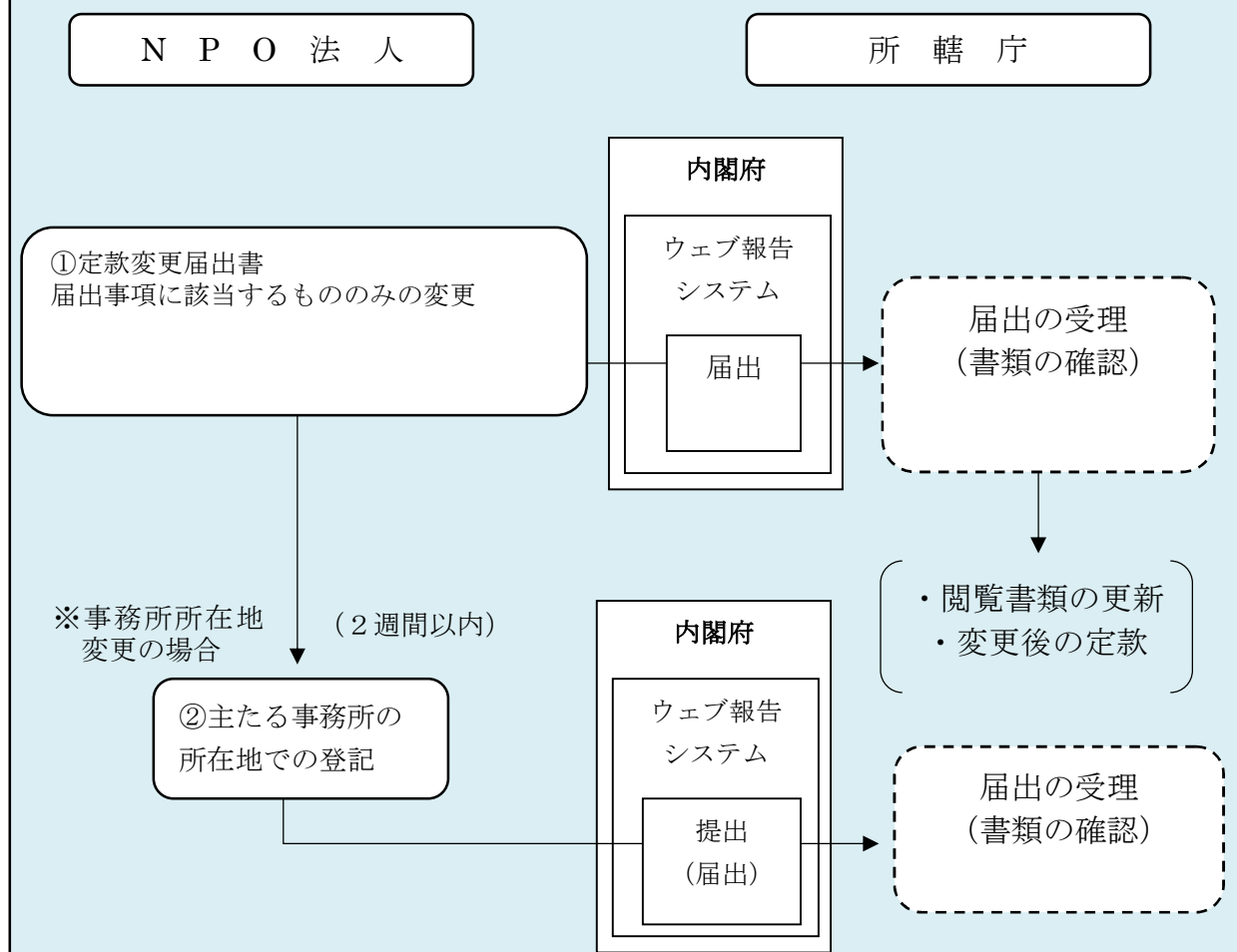
しかし、所轄庁から改正法や事務手続きに関するお知らせ、市民活動センターからの活動に役立つ情報などが送付できなくなってしまうため、事務所が移転した場合には、速やかに書面等で移転先住所等の連絡先を御連絡ください(様式は任意)。

○内閣府ウェブ報告システムを利用する場合

定款変更の認証申請・届出については、内閣府ウェブ報告システムを利用し、オンラインで提出することが出来ます。手順のフローについては、以下のとおりです。



内閣府ウェブ報告システムを利用した定款変更届出



詳細については、市ホームページをご覧ください。

(https://www.city.shizuoka.lg.jp/912_000215.html)



なお、利用方法に関するお問い合わせは以下のとおりです。

サポートデスク (内閣府)

- ・電話番号：0120 - 876 - 531
- ・受付時間：平日 9 : 30 ~ 18 : 15 (12 : 00 ~ 13 : 00) を除く
※一部例外として土日対応日あり

- ・NPO法人情報登録 (NPO法人限定) 問合せフォーム
(<https://form.cao.go.jp/np0/opinion-0017.html>)

